

## 洋一は文字を覚えない！

幼稚園の時。母が父に言った言葉。低く暗い響きだった。幼心に落ち込んだ。「僕はダメなんだ」と。その気分が今も残っている。利発な兄と何事にも鈍な私を比較して心配していたようだ。その母は私が7歳の時逝った。大人になった私を知らない。



(竹内)

## 年末調整のご案内

### 必要書類

#### ① 扶養控除等(異動)申告書(令和1年分)

扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下(注)の方をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下(ただし、事業専従者給与をもらっている方は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の方は108万円以下)をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署から是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

(注)令和2年分から基礎控除額が10万円引き上げられています。令和2年分の申告書を作成する際は「48万円以下」に読み替えて記入をお願いします。

#### ② 保険料控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、ご注意ください。

＜添付書類＞ ※すべて本人が支払ったもののみ該当

(ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書

(イ) 国民年金の控除証明書

(ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)

(エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分も控除できます。

※扶養の有無を問いません。

#### ③ 配偶者控除等申告書

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには①扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、この申告書を給与支払者に提出する必要があります。

所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできません。

配偶者特別控除の対象となる配偶者は、年間の合計所得金額が38万円超123万円以下でなければなりません。

### ※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

① 今年入社の方 → 前職の源泉徴収票

② 住宅借入金等特別控除がある方(2年目以降)

→ 年末借入金残高証明書(銀行等)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(後藤)





# 被保険者賞与支払届の提出について

賞与等(名称を問わず)が支給されたときは、「被保険者賞与支払届」を管轄年金事務所に提出しなければなりません。支給日から5日以内に届出ることとなっています。

また、賞与にかかる保険料は、実際の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額に保険料率を乗じた額となります。

【例】総支給額 155,600円 の場合 → 155,000円 × 保険料率

健康保険 74歳まで		介護保険 40歳～64歳		厚生年金保険 69歳まで		子ども・子育て拠出金
全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	事業主のみ
103/1000	51.5/1000	17.3/1000	8.65/1000	183/1000	91.5/1000	3.4/1000

＜被保険者負担分＞

- 健康保険 155,000円 × 51.5/1000 = 7,982円
- 介護保険 155,000円 × 8.65/1000 = 1,341円
- 厚生年金保険 155,000円 × 91.5/1000 = 14,182円

※実際の保険料納付額は、被保険者数、端数処理等により差が生じます。

※雇用保険料は総支給額に雇用保険料率を乗じて算出します。

(松村)

## 医療係

〇●〇 棚卸 〇●〇

個人病医院の先生方は確定申告において年末に棚卸をしていると思います。棚卸をすべき資産とは、次のようなもののうち、在庫又は未使用で貯蔵中のものをいいます。

- ①医薬品等 ②診療材料 ③医療用消耗備品 ④事務用消耗品
- ⑤その他(自動販売機用商品、給食用材料、燃料、販売用ブラシ、ポリドント、歯磨き剤、入れ歯安定剤、歯こう染色材など)

実際に棚卸表を作成する際の誤りやすいポイントは、

- 箱に多数入っている薬の場合は、箱を開けたものは集計しない。  
⇒ 箱を開けて使い始めた薬品も、残量を数えて記載します。
- 薬品の単価は診療報酬の薬価で記載してしまっている。  
⇒ 納入単価で記載します。
- 消費税抜きの単価と消費税込みの単価を混ぜて記載してしまっている。  
⇒ 多くの医院では消費税込みでの集計となります。ただし、消費税を納めている医院では税抜き処理が選ばれている場合もあります。
- 歯科医院で買った金属を技工所に送っている場合、預けた金属を計上していない。  
⇒ 技工所から毎月報告されてくる「預かり金属の月末残高」により計上します。



上記の点に気を付けて作成をお願いします。

(後藤)

## 建設係

〇●〇 消費税の円滑かつ適正な転嫁について 〇●〇

10月1日に消費税率が10%に上げられました。発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業では、消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念があります。

以下の行為を行った場合は、建設業法上の違反となり、検査・指導等の対象になりますのでご注意ください。

1. 見積条件の提示	本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合
2. 書面による契約締結	請負金額について、消費税率引上げの上乗せを受け入れることに合意したが、書面による契約を行わなかった場合
3. やり直し工事	請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する行為
4. 工期	請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、工期の短縮や変更を強要する行為
5. 支払保留	請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、支払いを保留する場合
6. 長期手形	請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合

(岸上)

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 1月6日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

※ 社労士の日(12月2日)

12月の税務

■12月10日

1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(6月~11月分)の納付

■本年最後の給与の支払を受ける日の前日

2 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出  
提出先...給与の支払を經由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

■本年最後の給与の支払をするとき

3 給与所得の年末調整

■翌年1月6日

4 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 12月中において市町村の条例で定める日
- 10 固定資産税(都市計画法)の第3期分の納付

資産税係

○●○ 相続で取得した財産の売却について② ○●○

相続により取得した土地、建物、株式などを売却する場合、取得日や取得費にご注意ください。

① 取得の時期を引き継ぐ

取得の時期は、通常、売った不動産等を買入れた日ですが、相続で取得したときは、死亡した人の取得の時期がそのまま相続した人に引き継がれます。したがって、死亡した人が取得した時から、相続した人が譲渡した年の1月1日までの所有期間が5年を超えると「長期譲渡所得」、所有期間が5年以下だと「短期譲渡所得」となり、それぞれの税率は下記の通りです。

区分	短期	長期
所有期間	5年以下	5年超
税率	39.63% (所得税:30.63% 住民税:9%)	20.315% (所得税:15.315% 住民税:5%)



② 取得価額を引き継ぐ

取得時期と同様に、被相続人が当該不動産や株式等を取得した際にかかった費用を取得価額として引き継ぎます。

取得価額が不明の場合や、実際の取得費が売却代金の5%相当額を下回る場合には、取得費の額を売却代金の5%相当額(概算取得費)とすることが認められます。

例えば、被相続人が1,000万円で購入した土地を、相続人が1,000万円で売る場合などは、取得価額がわかっているならば、譲渡所得は0円なので所得税等はかかりませんが、取得価額が不明な場合には、取得価額は5%(50万円)となり、所得税等がかかってしまいます。

(取得価額が分かる場合) 売却価格 1,000万円 - 取得価額 1,000万円 = 譲渡所得 0円  
(取得価額が不明な場合) 売却価格 1,000万円 - 概算取得費 50万円 = 譲渡所得 950万円

したがって、被相続人が購入した時の契約書や領収書などは、大切に保管しておく必要があります。

(坂田)

リスマネ委員会

○●○ 定期保険等の税務取扱について② ○●○

前号で紹介させて頂いた経理処理方法の『最高返戻率50%超70%以下の契約』の保険料の税務取扱について、被保険者一人あたりの年換算保険料相当額の合計が30万円以下(他社契約含む)の場合、全額損金算入することができます。

★対象となる契約

加入している保険期間が3年以上の定期保険または第三分野保険で、最高返戻率が50%超70%以下の契約

参考:追加加入、解約などにより年換算保険料相当額が変動した場合の取扱

① 追加加入により30万円超となる場合

⇒追加加入後の保険料については、以前から加入していた契約を含め **4割資産計上(6割損金)**

② 解約などにより30万円以下となる場合

⇒解約などの以後の保険料は **全額損金**

※以下の契約は、年換算保険料相当額の合計にみません。

- 2019年7月7日以前の契約
- 解約返戻金のない契約、最高返戻率が50%以下または70%超の契約
- 別法人が契約者の契約

(さくらビジネス)

今回は、会計公準を解説します。

会計公準とは、会計のもっとも基本的な前提のことです。会計学では様々な会計公準があるとされておりますが、中でも代表的なものを以下に3つ挙げてみました。

### ① 企業実体の公準

企業は、資本主とは独立した存在なので、企業と資本主は別個のものとして会計を考える、という前提です。

この前提によれば、企業に入ってきたお金は企業のもの、資本主に入ってきたお金は資本主のものとして分けて考えて、それぞれ会計を行うこととなります。

### ② 継続企業の公準

企業の活動は、将来にわたって(永久に)続いていく、という前提です。

企業の成績は、企業が活動を始めてから終わるまでで考えるべきですが、この前提によると、企業は永久に存続すると考えるので、適当な期間で分けて成績を把握することになります。ここから、会計期間の考え方や、費用と収益を適切に期間配分すべきという費用収益対応の原則などが導かれます。

### ③ 貨幣的評価の公準

企業の活動の評価は、貨幣単位により行うという前提です。

世の中には、様々な数値単位がありますが、会計においては経済的な事象を把握するために一番便利と思われる貨幣という単位を使うことによって、他の企業の決算書を比較することができるようになります。

(孝志洋)

## 新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします!!

### さくら税理士法人 桐川 いずみ

はじめまして、10月7日より、さくら税理士法人に入所いたしました桐川いずみと申します。

先日、友人に誘われ始めて山登りを経験しました。皆さんに遅れないようについていくのに精一杯で体力の無さを痛感しました。初めての山登りは、ポロポロの雑巾のようになったのですが後の温泉と食事が楽しかったです。今度は、自然を楽しめるように日ごろから運動を心がけようと思います。

令和初めての年末ですね。忙しくなる季節ですが、健康などに気をつけてお過ごしください。

少しでもお役にたてるようにと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

### さくら社会保険労務士法人 早川 知子

はじめまして。11月1日よりさくら社会保険労務士法人に入所いたしました早川知子と申します。

前職では公的年金請求手続きに係る相談対応や書類確認等に従事しておりました。業務内容が特化していたため、「このまま他のことを何も知らないままでもいいのだろうか」と疑問を抱くと同時に、幅広く社会保険業務に携わりたいという気持ちが膨らみました。このような私を受け入れてくださり、またチャンスを与えてくださったことに、大変感謝しております。

遅いスタートですが、年齢に関係なく先輩方の教えに従い、1日でも早く戦力となれるよう最善を尽くす所存です。不慣れなことが多くご迷惑をおかけすることが多々あるかと思いますが、ご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## 四国税理士会 事務所職員永年勤続者表彰

### さくら税理士法人 瀬尾 百合

この度、四国税理士会より10年の永年勤続表彰をいただきました。これまでやってこられたのは先生方をはじめ事務所の皆様、顧問先の皆様の支えがあっての事だと大変感謝いたしております。今後も仕事をさせていただけると感謝し努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181